

第4次福知山市地域福祉計画

市民が「幸せを生きる」まち ふくちやま
～オレンジのまちづくり～



2023（令和5）年3月

福知山市

はじめに



令和2年初頭から始まった新型コロナウイルス感染症の流行は、外出制限、マスク生活、地域行事の中止などの事態を生じさせ、人とのつながりの希薄化が一段と進みました。また、近年、災害対策において地域福祉との連携の重要性が増していることをはじめ、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、これまでの枠組みでは解決が難しい課題が生じており、多岐にわたる関係機関などとの連携を強化して対応していかなければなりません。

こうした中で、本市では、平成18年4月に策定した「福知山市地域福祉計画（第1次計画）」の改訂を重ね、地域福祉の充実に努めて参りました。この度、社会情勢の変化などを踏まえた見直しを行い、令和5年度から9年度までを計画期間とした第4次計画を策定いたしました。誰一人取り残さない重層的支援体制を整備すると共に、市民の皆さま、関係団体・事業者の皆さまと一層の連携を図り、それぞれの力を合わせることで「市民が『幸せを生きる』まち ふくちやま ～オレンジのまちづくり～」の実現に向けて取り組んで参ります。そして、本計画によって、市民の皆さまの地域福祉に対する関心が高まり、身近な地域活動への参加が広がるなど、本市の地域福祉が更に向上していくきっかけになれば幸いに存じます。

本計画の策定にあたり、市民意識調査（アンケート）への協力をいただきました市民の皆さま、ヒアリングに応じてくださった関係団体や個人の皆さま、また、地域福祉計画策定委員会の委員の皆さまに心からのお礼を申し上げます。

今後とも、本計画の推進に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和5年3月

福知山市長 大橋 一夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 関連計画との関係.....	7
3 計画期間.....	8
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	9
1 本市の現状把握.....	9
(1) 人口の推移	9
(2) 総世帯数と世帯人員数の推移	11
(3) 核家族世帯数の推移	12
(4) 高齢者世帯数の推移	13
(5) 障害者手帳所持者数の推移	14
(6) 合計特殊出生率	15
(7) 生活保護世帯数の推移	15
(8) 自殺者数・自殺死亡率の推移	16
2 「第3次福知山市地域福祉計画」の評価.....	17
(1) 成果指標による計画の評価	17
(2) 数値目標による計画の評価	19
3 市民意識調査からみえる現状.....	28
(1) 調査の概要	28
(2) 調査結果の表示方法	28
(3) 調査結果	29
4 課題のまとめ.....	52
(1) 住民一人ひとりに関する課題・取組の方向性	52
(2) 地域や組織に関する課題・取組の方向性	52
(3) 支援制度に関する課題・取組の方向性	53

第3章 計画の方向性	54
1 基本理念.....	54
2 共通して取り組むべき事項.....	55
(1) 本計画での地域の考え方	55
(2) 重層的支援体制の整備	56
3 基本方針.....	59
4 基本目標.....	60
5 施策体系図.....	61
第4章 取組の方向	62
1 市民一人ひとりがお互いを尊重する.....	62
(1) 互いに自分らしさを尊重した人権文化の創造	62
(2) 地域でつながる	68
2 市民一人ひとりがまちづくりの担い手となる.....	70
(1) 協働・共創のまちづくりの推進	70
(2) 多様な活動主体の協働の促進	72
3 誰一人取り残さない体制を整備する.....	77
(1) 重層的支援体制の整備	77
(2) 生活環境の充実	83
(3) 就労環境の充実	87
(4) 健康増進の取組の充実	91
第5章 計画の推進と進行管理	93
1 計画の推進体制.....	93
2 成果指標による計画の評価.....	95
資料編	98
1 福知山市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	98
2 福知山市地域福祉計画策定委員会 委員名簿.....	99
3 用語の解説.....	100

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) わたしたちを取り巻く状況と計画策定の趣旨

近年の急速な人口減少や少子高齢化、過疎化が進行する中、地域社会や家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

高齢者のひとり暮らし世帯やひとり親世帯の増加などを背景に、生活困窮や孤立化などのさまざまな生活課題が顕在化する中で、個人の価値観や生活スタイルの多様化、情報化社会の進展により地域のつながりが希薄になり、地域や家庭での支え合いが難しくなっています。また、2020（令和2）年に新型コロナウイルス感染症の感染者が国内で確認されて以降、地域行事の中止や入院（所）施設での面会制限など、市民生活は大きな影響を受け続けています。

このような状況のもと、地域や家庭が抱える課題は福祉の領域だけに留まらず、その解決のためには、医療・介護・福祉の連携をはじめ住まいや就労、教育などについて、課題を抱えている側の視点から多面的に必要な支援を考えなければなりません。

複合化・多様化する地域課題の解決に向けては、行政、自治会をはじめ、福祉関係者、ボランティア※やNPO※、各種民間団体などの多様な主体が連携し、地域において主体的に課題解決に取り組める体制づくりや、地域課題への包括的な支援体制の整備を進めることにより、地域福祉を推進していくための指針が必要です。

市町村は地域福祉計画を策定するよう努めるものとする、と社会福祉法で定められており、本市では、2018（平成30）年3月に「第3次福知山市地域福祉計画」（以下、「前回計画」という。）を策定しました。この前回計画が2022（令和4）年度で最終年度を迎えることから、社会情勢の変化や前回計画の進捗の検証、市民意識調査結果などによって新たな課題を把握し、「第4次福知山市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

本計画は、社会福祉法第107条の規定による「市町村地域福祉計画」で、本市の地域福祉の推進に関する事項を総合的にまとめ、複合化・多様化する地域課題に対して、高齢者や子ども、障害のある人や生活困窮者などを対象とし、連携して取り組むべきことなどを明らかにし、将来の本市の地域福祉のあるべき姿を関係者が共有できる指針として策定するものです。

また、民間社会福祉関係者などにより組織された福知山市社会福祉協議会が策定している「福知山市地域福祉活動計画」は、さまざまな社会福祉の担い手たちの協働により、地域住民が主体となって地域課題の解決を図る取組を体系的にまとめた具体的な民間の活動計画です。

この両計画は地域福祉を推進していく車の両輪として、共に連携して施策を推進していきます。

【「社会福祉法」(抄)】

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第一百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 地域福祉に関する国の動向・法改正

2016（平成 28）年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域共生社会の実現が盛り込まれました。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「自分ごと」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をめざすものと位置付けられています。

2017（平成 29）年の改正社会福祉法では、市町村による地域福祉計画の策定が努力義務化され、包括的な支援体制の整備や分野共通で取り組む項目などが追加されました。さらに、2020（令和 2）年の社会福祉法などの一部改正では、市町村の包括的な支援体制の構築支援（「重層的支援体制整備事業」の創設）を柱に、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備などの推進、社会福祉連携推進法人制度の創設などが定められました。

「重層的支援体制整備事業」とは、「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民の福祉ニーズに対応し「包括的な支援体制」を構築するために、相談者の属性を問わない「相談支援」、多様な社会参加に向けた「参加支援」、住民同士の顔の見える関係を育成する「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的かつ重層的に実施するものです。

【「社会福祉法」(抄)】

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

（４）地域福祉の受け手と担い手

地域福祉の受け手は、すべての住民です。すべての住民が人権を尊重され、生き生きと毎日を暮らすためには、さまざまな場面において地域とつながり、支え、支えられながら生活できる環境が必要です。

同時に、すべての住民は地域福祉の担い手でもあります。困っている人がいれば手助けをするという意識や行為が福祉の基本であり、またそうした行為がなければ、地域福祉は成り立ちません。

一人ひとりの住民が地域福祉を他人ごとではなく「自分ごと」と捉え、住民と市がそれぞれの役割と責任を果たし、協働することによって共に支え合うまちづくりを進めることが、本計画の大きな目標のひとつです。

【「社会福祉法」(抄)】

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

２ 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

３ 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(5) SDGsの視点

SDGs※（持続可能な開発目標）は、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標で、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、すべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられました。

2030（令和12）年を達成年限とし、経済・社会・環境などに係る17のゴールと169のターゲットから構成されており、2020（令和2）年からの10年をSDGs達成に向けた『行動の10年』とされています。

「まちづくり構想 福知山※」では、すべての施策の実施において「SDGsの視点」を位置づけています。

福祉分野の上位計画となる本計画においても、「まちづくり構想 福知山」に連動し、SDGsの17のゴールのうち、特に1・3・4・5・8・10・11・13・16のゴールと関連づけ、施策の展開を図ります。

【関連づけるSDGsの主なゴールと内容】

ゴール	内 容
	目標1（貧困） あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	目標3（保健） あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	目標4（教育） すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	目標5（ジェンダー） ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

ゴール	内 容
8 働きがいも 経済成長も 	目標 8（経済成長と雇用） 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
10 人や国の不平等 をなくそう 	目標 10（不平等） 国内および国家間の不平等を是正する。
11 住み続けられる まちづくりを 	目標 11（持続可能な都市） 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
13 気候変動に 具体的な対策を 	目標 13（気候変動） 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
16 平和と公正を すべての人に 	目標 16（平和） 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

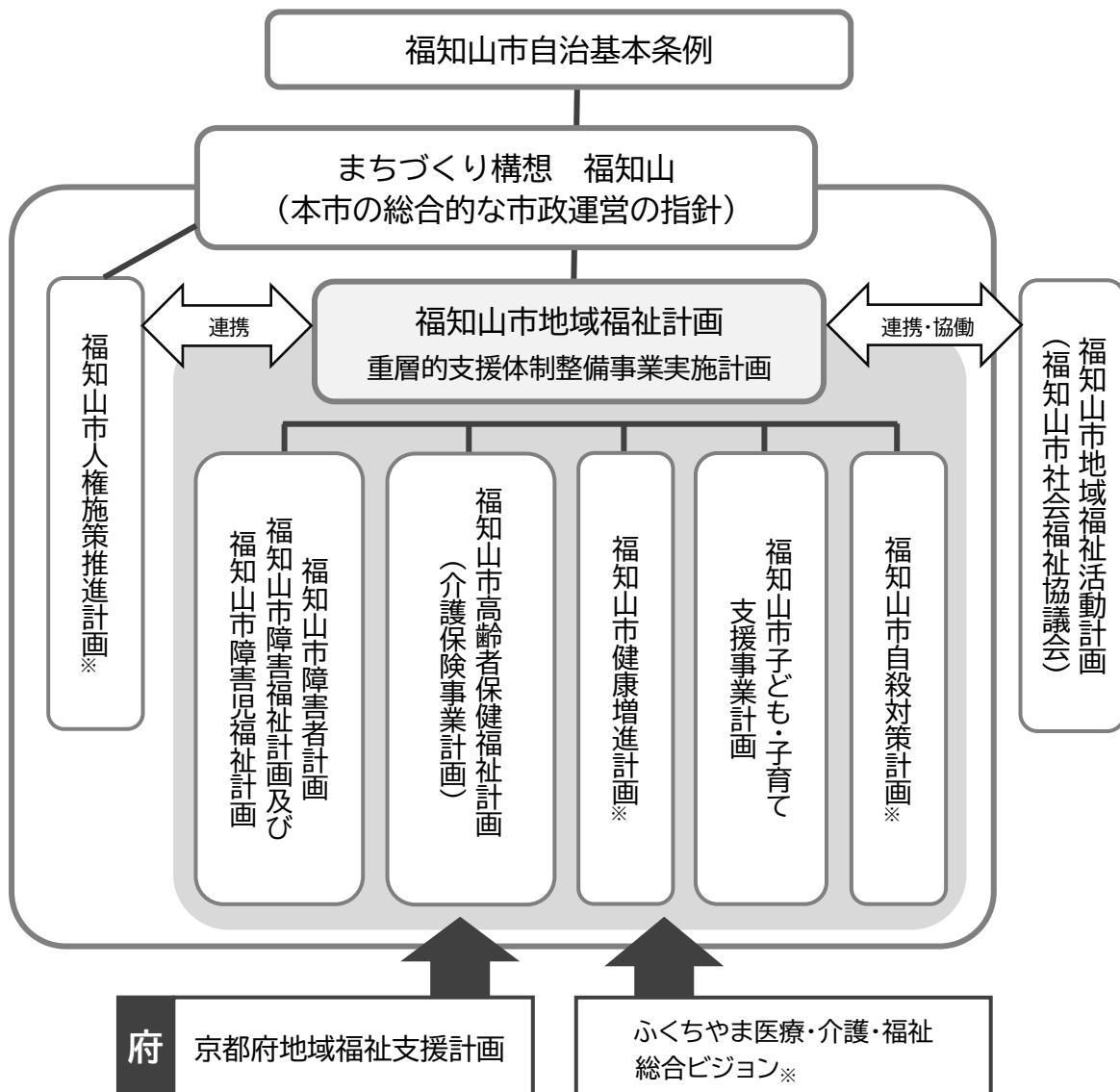
2 関連計画との関係

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」に位置付けられ、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画です。

本計画は、本市の総合的な市政運営の指針である「まちづくり構想 福知山」と共に、社会福祉法の改正を踏まえて地域福祉計画を福祉分野の上位計画とし、「福知山市高齢者保健福祉計画※」「福知山市子ども・子育て支援事業計画※」「福知山市障害者計画※・福知山市障害福祉計画※・福知山市障害児福祉計画※」など、本市の福祉関係の計画を包摂する計画として位置付けます。

また、福知山市社会福祉協議会が策定する「福知山市地域福祉活動計画」との連携に努めると共に、京都府が策定する「京都府地域福祉支援計画※」などとの整合性を図り策定します。

加えて、2020（令和 2）年度に、地域共生社会の実現を図ることを目的として社会福祉法などの改正が行われたことを受け、本計画においてもその趣旨を踏まえ、社会福祉法第 106 条の 5 による「重層的支援体制整備事業実施計画※」を包含するものとします。



3 計画期間

本計画の計画期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とし、著しい社会環境の変化や生活課題が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを検討します。

計 画 名	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
総合的な市政 運営の指針	未来創造 福知山 (平成 28 年度～令和 2 年度)				まちづくり構想 福知山 (令和 4 年度～8 年度)					
地域福祉計画	第 3 次計画 (平成 30 年度～令和 4 年度)					第 4 次計画 (令和 5 年度～9 年度)				
自殺対策計画	第 1 次計画 (令和元年度～令和 5 年度)					第 2 次計画 (令和 6 年度～10 年度)				
高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第 7 期計画 (平成 30 年度～令和 2 年度)			第 8 期計画 (令和 3 年度～5 年度)			第 9 期計画 (令和 6 年度～8 年度)			
子ども・子育て支援 事業計画	第 1 期事業計画 (平成 27 年度～31 年度)		第 2 期事業計画 (令和 2 年度～6 年度)				第 3 期計画 (令和 7 年度～11 年度)			
障害者計画	前計画 (平成 27 年度～令和 2 年度)			現計画 (令和 3 年度～5 年度)			次期計画 (令和 6 年度～8 年度)			
障害福祉計画	第 5 期計画 (平成 30 年度～令和 2 年度)			第 6 期計画 (令和 3 年度～5 年度)			第 7 期計画 (令和 6 年度～8 年度)			
障害児福祉計画	第 1 期計画 (平成 30 年度～令和 2 年度)			第 2 期計画 (令和 3 年度～5 年度)			第 3 期計画 (令和 6 年度～8 年度)			
健康増進計画	第 1 次計画 (平成 23 年度～令和 3 年度)				第 2 次計画 (令和 4 年度～13 年度)					
人権施策推進計画	第 3 次計画 (平成 28 年度～令和 4 年度)					第 4 次計画 (令和 5 年度～14 年度)				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第 3 次計画 (平成 30 年度～令和 4 年度)					第 4 次計画 (令和 5 年度～9 年度)				